

令和7年度
学校等パソコン調達
入札説明書

令和7年6月2日

いわき市 総務部 情報政策課

入札説明書

この入札説明書は、地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「施行令」という。）第 167 条の 6 第 1 項、いわき市財務規則（昭和 44 年いわき市規則第 17 号。以下「財務規則」という。）及び令和 7 年度学校等パソコン調達に関する一般競争入札（以下「入札」という。）の公告の規定に基づき、入札に参加を希望するもの（以下「入札者」という。）が熟知し、かつ、遵守しなければならない一般事項を定めたものである。

1 公告日

令和 7 年 6 月 2 日

2 競争入札に付す事項

- (1) 件 名 令和 7 年度学校等パソコン調達
- (2) 内 容 パソコン・ソフトウェアの調達及びパソコンの設定・設置業務
- (3) 基本仕様 仕様書のとおり
- (4) 納入場所 仕様書のとおり
- (5) 期 限 新パソコン納入期限 令和 7 年 9 月 30 日（火）
旧パソコンデータ消去期限 令和 7 年 10 月 31 日（金）

3 契約に関する特記事項

本契約は、いわき市・落札者・リース業者の 3 者間の契約とする。

いわき市と落札者は、価格設定（パソコン等の設定費用等を含む）に関する約定書（機器価格設定約定書）を取り交わす。いわき市はリース業者と賃貸借契約を締結し、落札者は約定書に基づく金額でリース業者と売買契約を締結する。

なお、リース業者から落札者への費用の支払い期日に関しては、落札者とリース業者が協議の上決定するものとする。

4 競争入札参加資格

- (1) 一般競争入札に参加するために必要な資格（以下「入札参加資格」という。）は、次のとおりとする。

ア 地方自治法施行令第 167 条の 4 第 1 項及び第 2 項の規定に該当しない者。

イ 公告の日から入札の日までいわき市から入札参加制限措置を受けていない者であること。

ウ いわき市における「令和 7 年度入札参加有資格者名簿（物品の部）」に「営業種目：01、品目：03、市内・準市内」で登録されている者であること。

エ この公告に示した仕様に合致したパソコン及び数量を用意し、地域イントラネットへの接続などの諸設定を確実に実施し得る者であって、かつ、当該導入物に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されている者であること。

オ 国または他の地方自治体において、この公告に示したパソコン又はこれと同等の類似品で、一契約において 100 台以上の導入実績があること。（本店、支店、営業所の実績を含む）

カ JIS Q15001（プライバシーマーク制度）またはJIS Q27001（ISO/IEC27001、ISMS適合性評価制度）のいずれかの認証を受けていること。※会社組織内での認証も可

キ いわき市契約等に係る暴力団等の排除に関する要綱（平成22年2月22日制定）第4条第1項に規定する排除措置対象者に該当しない者であること。

- (2) 入札に参加しようとする者は、(1) エからカまでの資格要件を満たすことを証明する書類（第1号様式「一般競争入札参加資格確認申請書」及びそれに付随する書類）を提出し、入札参加資格があることの確認を受けなければならない。

なお、入札者は、開札日の前日までの間において、当該提出書類について説明を求められたときは、これに応じなければならない。

ア 提出場所 いわき市総務部情報政策課システム管理係（本庁舎8階）

イ 提出期限 令和7年6月18日（水）午後5時まで

ウ 提出方法 持参すること

※ 提出書類について説明を求める場合があるため、説明可能な者が持参すること。

- (3) 一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）については、一般競争入札参加資格確認申請書を提出したものすべてに送付する。

5 契約条項を示す場所及び期間

- (1) 場 所 いわき市総務部情報政策課システム管理係（本庁舎8階）

- (2) 期 間 公告の日から令和7年6月27日（金）まで
（土曜、日曜及び祝日を除く。午前8時30分から午後5時まで）

6 最低制限価格

この入札には最低制限価格を設定しない。

7 現場説明会

実施しない。

8 入札説明書等の配布

- (1) 場 所 いわき市総務部情報政策課システム管理係（本庁舎8階）

インターネットからもダウンロード可。

- (2) 期 間 公告の日から令和7年6月11日（水）午後5時まで

（窓口配布は土曜、日曜及び祝日を除く午前8時30分から午後5時まで）

- (3) そ の 他 仕様書についてはセキュリティ担保の観点から窓口配布のみとする。

なお、仕様書の配布と引き換えに名刺の提出を求めますので、名刺を準備してください。当該名刺のメールアドレスに、4(2)で書類として提出する「仕様書（別紙1）要求仕様確認シート」を送付させていただきます。

また、配布した仕様書は後日返却していただきます。

9 入札に関する質問

(1) 受付期間 公告の日から令和7年6月11日（水）午後5時まで

(2) 提出方法及び提出先

＜質問方法＞

質問書（第3号様式）に質問事項を記入し、必ず次のメールアドレスに電子メールを送信すること。

＜質問先＞

情報政策課 : johoseisaku@city.iwaki.lg.jp

(3) 質問に対する回答方法

令和7年6月13日（金）までに質問者に対し、電子メールで回答する。

なお、質問及び回答の内容は市ホームページで公表する。

10 入札等

(1) 入札方法

郵便等による入札

(2) 提出方法

持参又は郵送

※ 郵送の場合は、一般書留郵便又は簡易書留郵便とすること。

(3) 提出開始日

令和7年6月20日（金）

(4) 到着期限

令和7年6月27日（金）午後5時必着

(5) 提出先

いわき市総務部情報政策課（本庁舎8階）

〒970-8686 いわき市平字梅本21番地

(6) 提出物

ア 入札書

イ 一般競争入札参加資格確認通知書（第2号様式）の原本又は写し

ウ 積算内訳明細書（任意様式） ※ 入札金額の内訳がわかるもの

11 入札保証金

いわき市財務規則第113条から第116条の規定による。

12 開札等

(1) 開札日時

令和7年6月30日（月）午前10時

(2) 開札場所

いわき市総務部情報政策課 執務室

(3) 備考

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 100 分の 10 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望価格の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

また、本入札は、参加者が 1 者以上あれば実施するものとする。

(4) 再度の入札

初度入札の開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、郵送により再度の入札を行う。ただし、初度の入札において有効な入札をしていない者は再度の入札に参加できないものとする。

再度の入札において、参加資格があるものについては、電子メールにより通知し、再度入札用の入札書を電送する。通知により定められた期日までに、いわき市総務部情報政策課まで持参するか一般書留郵便又は簡易書留郵便により郵送すること。

13 入札の取りやめ等

入札者が連合（談合）し、又は不穩の行動をなすなどの場合において、入札を公正に執行することができないと認められるときは、当該入札者を入札に参加させず、又は入札の執行を延期し、若しくは取りやめることがある。

14 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は無効とする。

- (1) 入札参加資格のない者のした入札
- (2) 委任状を提出しない代理人のした入札
- (3) 同一事項の入札につき他人の代理人を兼ね、又は 2 人以上の代理をしたものの入札
- (4) 入札書に記名押印がない入札
- (5) 入札金額を訂正している入札
- (6) 入札金額その他重要事項の記載が不明確な入札
- (7) 明らかに不正によると認められる入札
- (8) その他入札に関する条件に違反した入札

15 落札者の決定方法

- (1) 開札した場合において、予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札をした者を落札者とする。
- (2) 落札となるべき同価の入札書を提出したものが 2 人以上あるときは、直ちにくじにより落札者を定める。くじ引きに備え、入札書の「くじの数」欄にあらかじめ任意の値（000～999）を記入して入札すること。

なお、記入がない場合は、市入札参加有資格者名簿登録番号の下 3 桁の数値が記載された

ものとみなす。

- (3) 再度の入札に付し落札者がいない場合は、施行令第 167 条の 2 第 1 項第 8 号の規定により随意契約とすることがある。随意契約による場合の見積書の提出については別に指示する。

16 契約保証金

いわき市財務規則第136条の規定による。

17 契約書の作成等

- (1) 別紙 1 「機器価格設定約定書案」のとおりとする。
- (2) 契約の締結は、落札決定の日から 7 日以内に行うこと。
- (3) 契約の確定時期は、地方自治法第 234 条第 5 項の規定により両者が契約書に記名押印したときに確定するものとする。
- (4) 落札者が(2)に定める期間内に契約書を提出しないときは、落札を取り消すことがある。
- (5) 契約の締結及び履行に関する費用については、すべて落札者の負担とする。

18 入札心得

入札者は、別紙 2 「入札心得」を熟知のうえ、入札しなければならない。

令和7年 月 日

機 器 価 格 設 定 約 定 書

(甲) 福島県いわき市平字梅本 21
いわき市

いわき市長 内田 広之

(乙) 福島県いわき市*****
株式会社*****

代表取締役 ** **

甲と乙とは、甲がリース会社（以下「貸主」という。）と賃貸借契約を締結するにあたり、次のとおり機器価格設定条件に関し約定し、その証として本書3通を作成し、甲・乙記名押印のうえ各一通を保有し、他の一通は乙から貸主に送付します。

【機器価格設定条件】

甲と乙とは、甲が導入する機器について次のとおり価格を設定し、乙は貸主に対して、設定された価格で機器を納入することに関し約定します。

1 機 器 名	令和7年度学校等パソコン
2 品名及び数量	「機器価格明細表」のとおりに
3 設 定 価 格	*****円（税抜）
4 設 置 場 所	甲が指定する場所
5 引渡完了予定日	令和7年9月30日（火）
6 貸 主	甲が指定する貸主

令和7年度学校等パソコン機器価格明細表

[illegible]

		合計(税抜き)			
--	--	---------	--	--	--

入札心得（郵便用 / 物件供給）

1 入札の条件

- (1) 郵便入札に参加しようとする者（以下「郵便入札参加者」という。）は、入札書を郵送する前に見積金額の100分の3以上の入札保証金を納付しなければならない。ただし、いわき市財務規則（昭和44年3月31日いわき市規則第17号）（以下「規則」という。）第115条の規定により入札保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。納付された入札保証金は、落札した者に対しては契約締結後に、それ以外の者に対しては、開札後に還付する。
- (2) 郵便入札参加者は、仕様書等を熟覧のうえ、入札に参加するものとする。仕様書等に疑義があるときは、関係職員に説明を求めることができる。
- (3) 開札は、指定した日時、場所において執行する。
- (4) 入札書に記載する日付は、開札日とする。
- (5) 郵便入札参加者は、地方自治法施行令（以下「令」という。）第167条の8第3項の規定により、提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。
- (6) 郵便入札参加者は、入札書の郵送後においても、開札までの間は、別に定める入札辞退届を入札を担当する課等に直接持参して提出したときは、当該入札を辞退することができる。
- (7) 郵便入札参加者が1者になったときは、当該入札を中止することがある。
- (8) 郵便入札参加者が連合し、又は不穏な行動をなす等の場合は、開札を延期又は中止することがある。
- (9) 開札の結果、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。ただし、初度の入札において有効な入札をしていない者、及び、最低制限価格を設定した入札において、最低制限価格を下回った価格の入札をした者は、再度の入札に参加できないものとする。
- (10) 次の一に該当する入札は無効とする。
 - ア 入札参加資格を有しない者が行った入札
 - イ 入札書を郵送する前に入札保証金を納付すべき者が納付しないで行った入札
 - ウ 記名押印を欠く入札
 - エ 金額を訂正した入札
 - オ 誤字、脱字又は金額欄に金額がない等、入札意思表示が不明瞭な入札
 - カ 同一の郵便入札参加者が2通以上の入札書を提出した入札
 - キ 金額欄に「0円」と記載された入札
 - ク いわき市郵便入札実施要綱（令和3年3月2日制定）に違反して入札書を提出した入札
 - ケ 入札書に記載の物件名等と封筒に記載の物件名等が一致していない入札
 - コ 入札書を入れた封筒が、開札前に開封されている形跡が認められる入札
 - サ 再度の入札における前回の最低入札価格以上の入札
 - シ 談合その他不正な行為によってなされたと認められる入札
 - ス その他市長が指定した事項に違反した入札
- (11) 開札した場合において、予定価格の範囲内で最低の入札をした者を落札者とする。
- (12) 最低制限価格を設定した入札にあっては、予定価格の制限の範囲内で最低制限価格以上の入札をした者で、なおかつ最低の入札をした者をもって落札者とする。
- (13) 再度の入札に付して落札者がいない場合には、当該入札を中止する。ただし、令第167条の2第1項第8号（下水道事業、地域污水处理事業及び農業集落排水事業に係る入札にあっては、地方公営企業法施行令第21条の14第1項第8号）の規定に基づき、随意契約とすることがある。
- (14) 落札者となるべき同価格の入札をした者が2者以上あるときは、くじにより落札者を決定する。

- (15) 指名を受けた者が入札を辞退するときは、その旨を、入札担当部署へ申し出るものとする。
- (16) 入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

2 契約の条件

- (1) 落札決定者は、落札決定の日から7日以内に契約（議会の議決を要するものについては仮契約）を締結しなければならない。この期間内に契約の手続がなされない場合には、落札の効力を失う。
- (2) 落札者が正当な理由なく指定した期限までに契約を締結しないときは、落札金額（単価による契約にあつては、単価に予定数量を乗じた額）の100分の3に相当する額を違約金として徴収する。ただし、当該落札者が入札保証金を納付しているときは免除する。
- (3) 落札者は、供給金額の10分の1以上の契約保証金を納付しなければならない。ただし、規則第136条第6項の規定により契約保証金の全部又は一部の納付を免除された場合は、この限りでない。
- (4) 契約の確定時期は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第5項の規定により、契約当事者双方が契約書に記名押印したときとする。

3 公正な入札の確保

- (1) 入札参加者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）等に抵触する行為を行ってはならない。
- (2) 入札談合の可能性が認められる場合は、入札参加者をくじで2者に減じて執行するものとする。
- (3) 入札後に談合の事実が判明した場合は、当該入札を無効とし、契約（仮契約）中であっても契約を解除することがある。
- (4) 談合情報を得たときの手続きに関しては、いわき市入札談合情報処理要綱（平成12年3月21日制定）を準用する。

4 その他

その他必要な事項は、その都度指示するものとする。